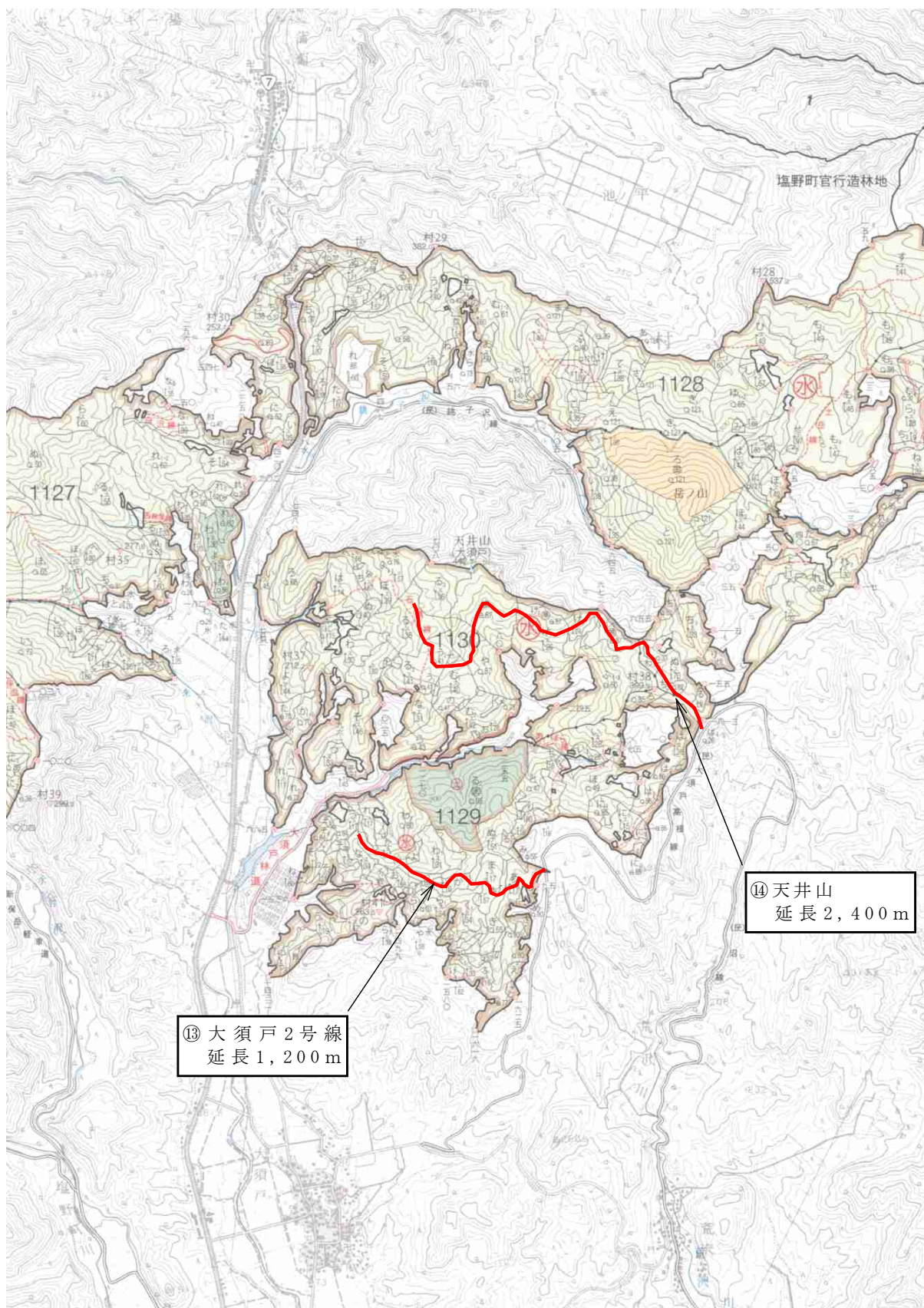
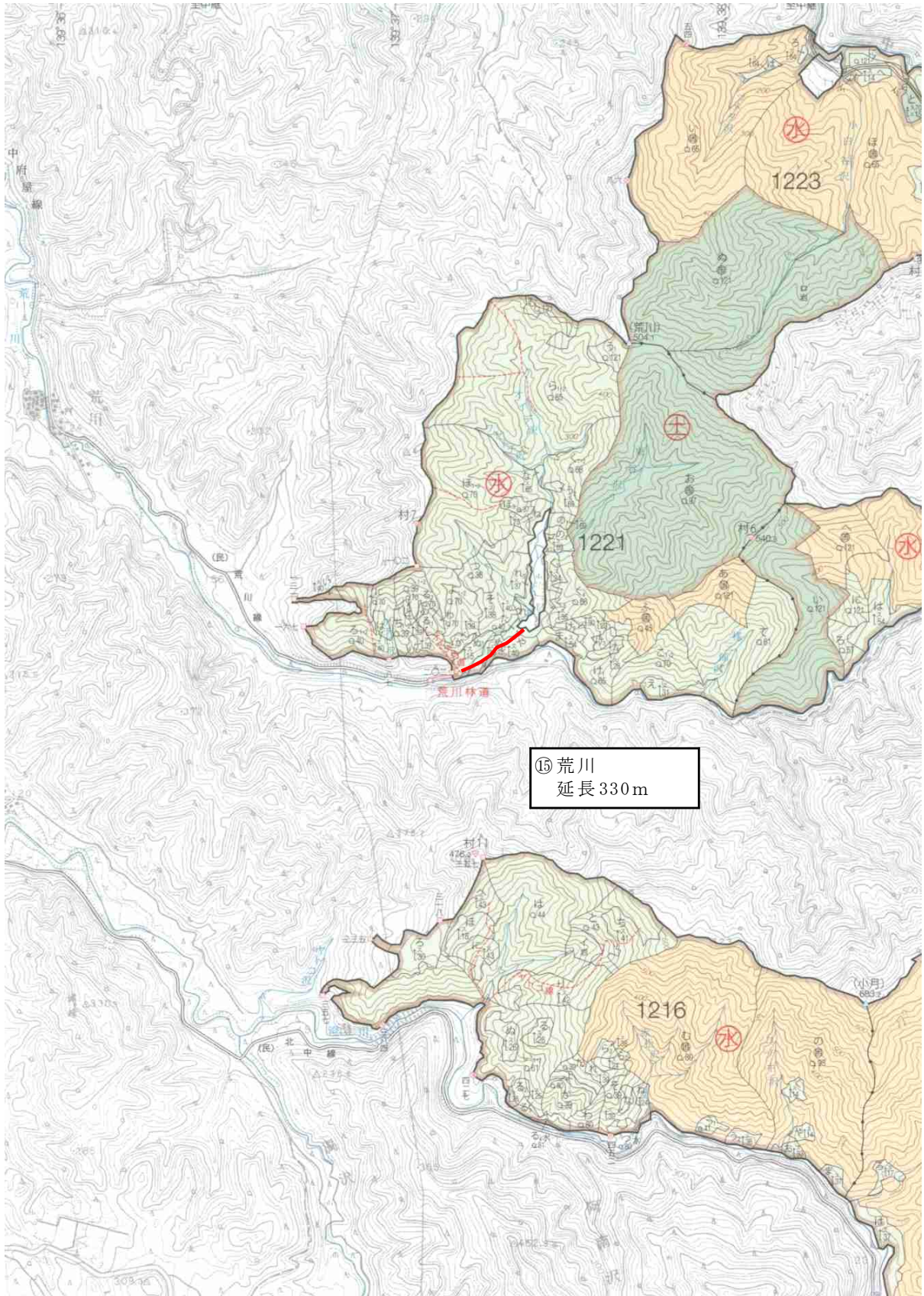


林道等の開設計画箇所位置図

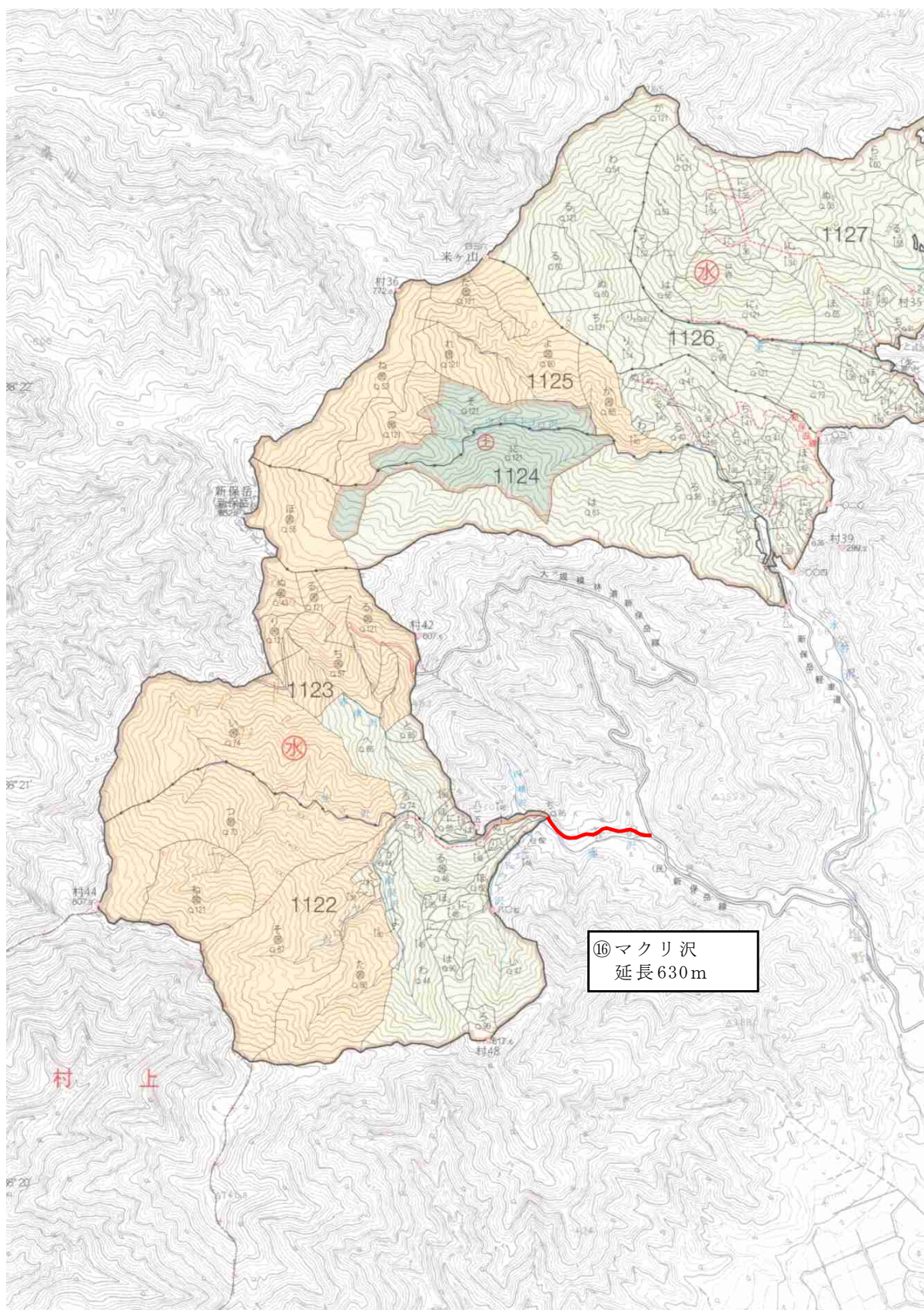


凡 例	
	計画路線

林道等の開設計画箇所位置図



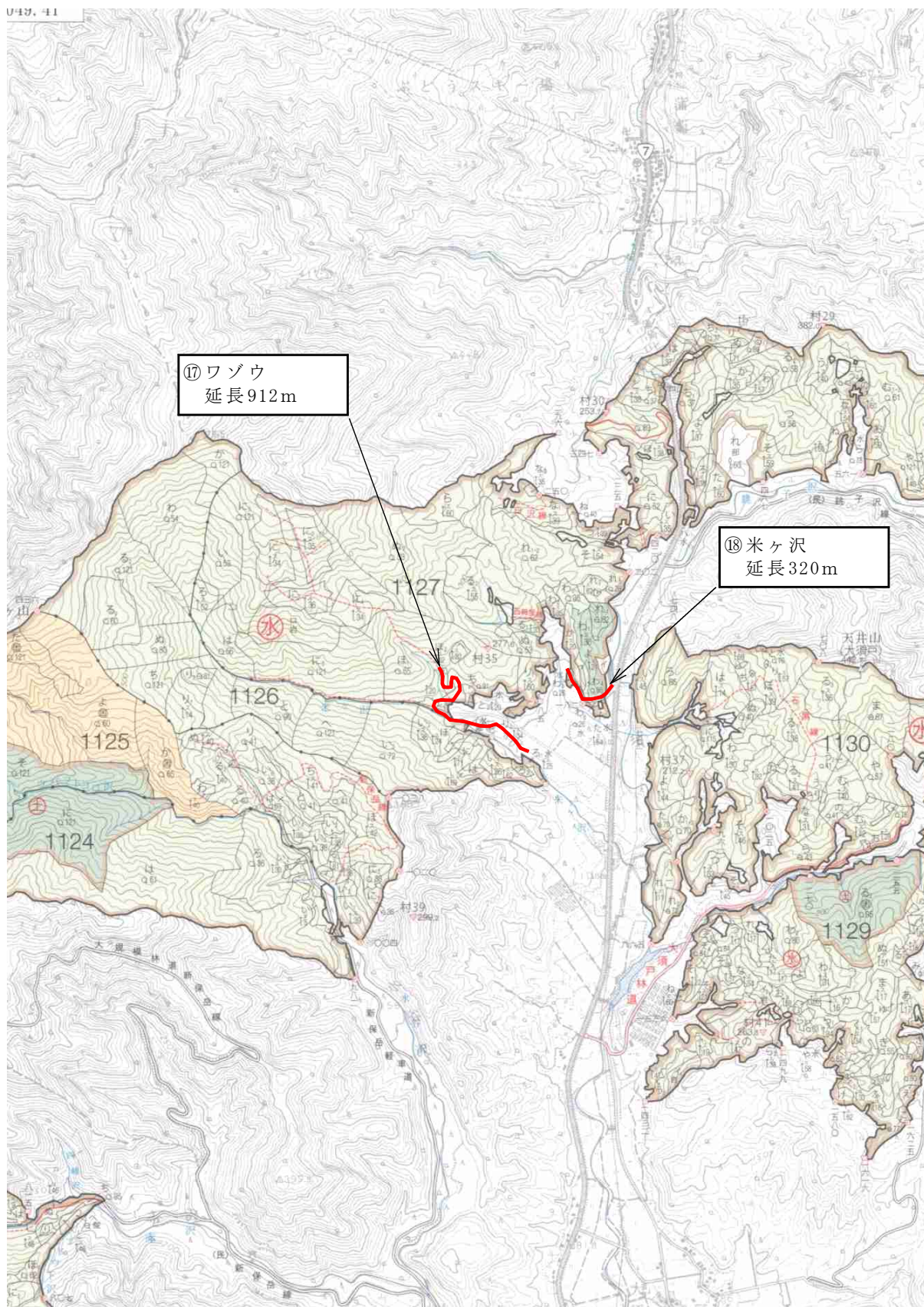
林道等の開設計画箇所位置図



⑩ マクリ沢
延長630m

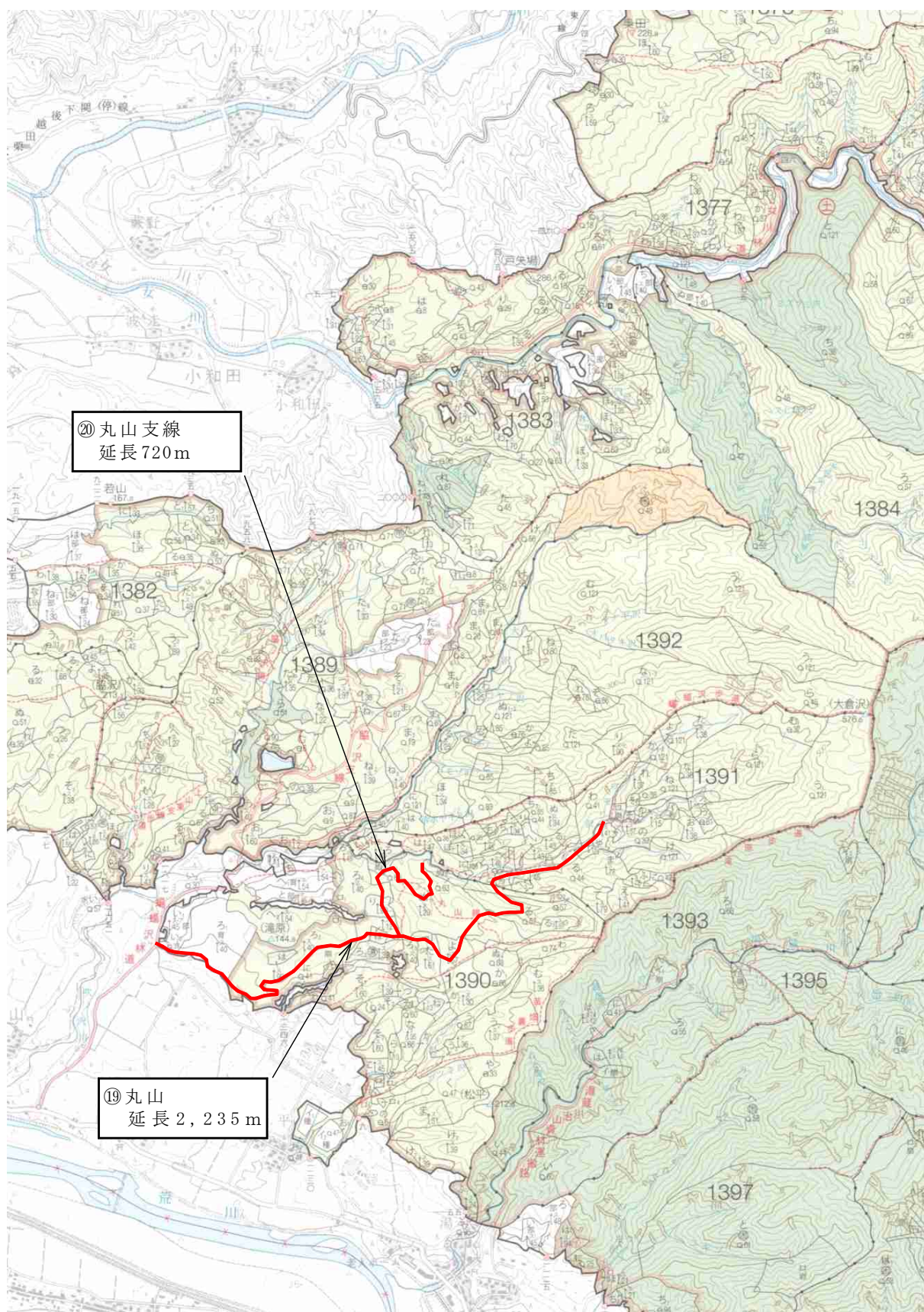
凡 例	
	計画路線

林道等の開設計画箇所位置図



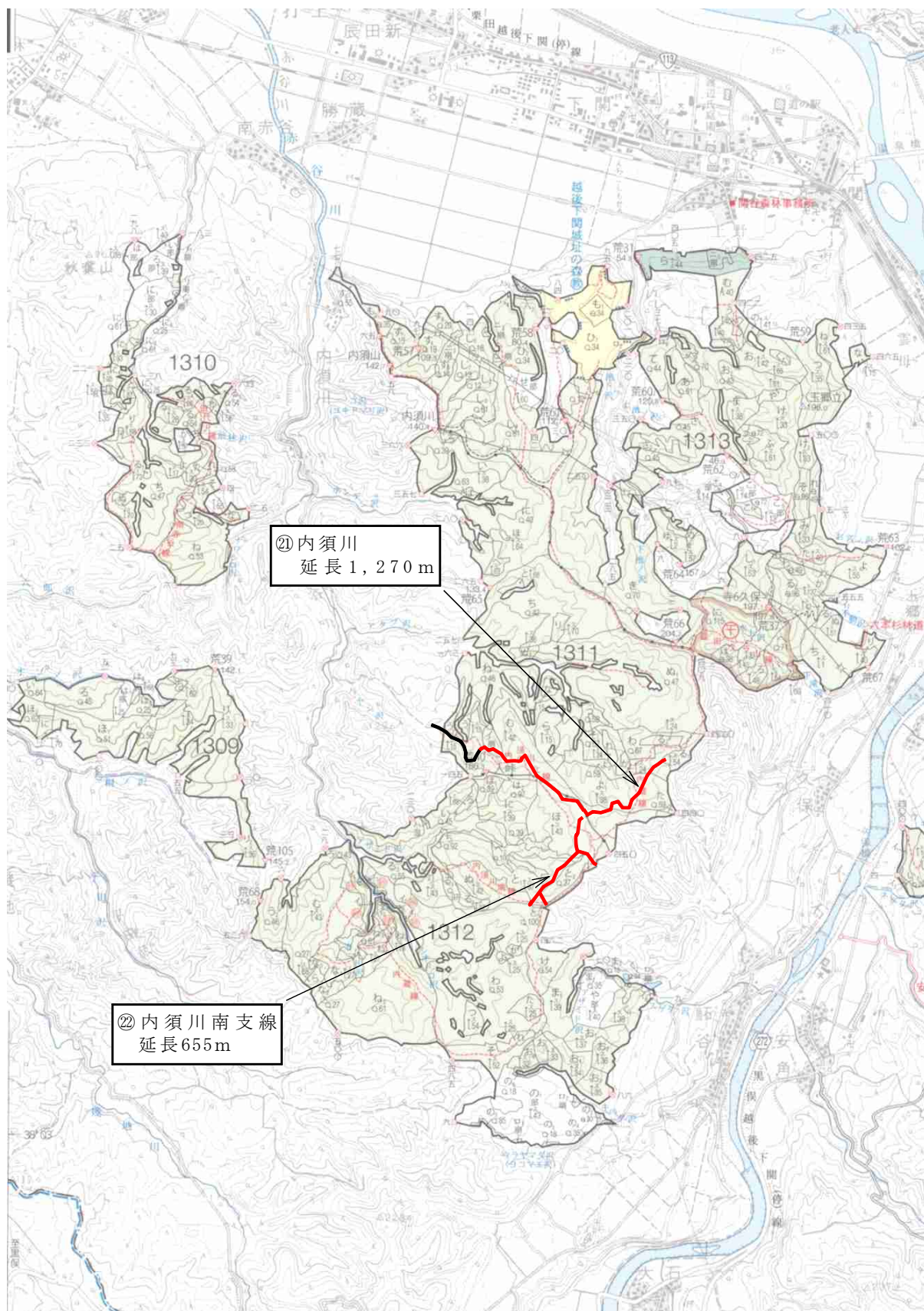
凡 例	
	計画路線

林道等の開設計画箇所位置図



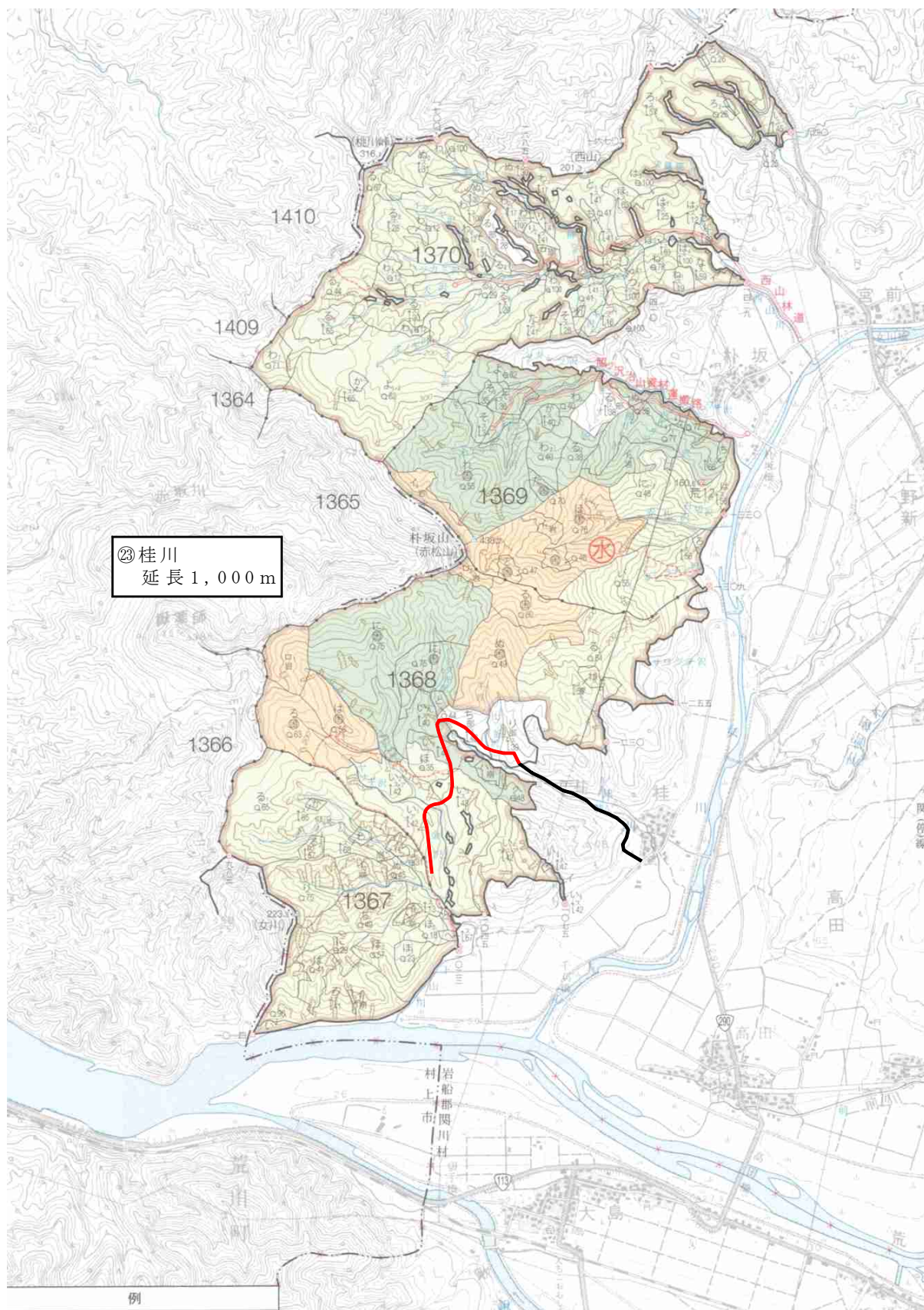
凡 例	
	計画路線

林道等の開設計画箇所位置図



凡 例	
	計画路線

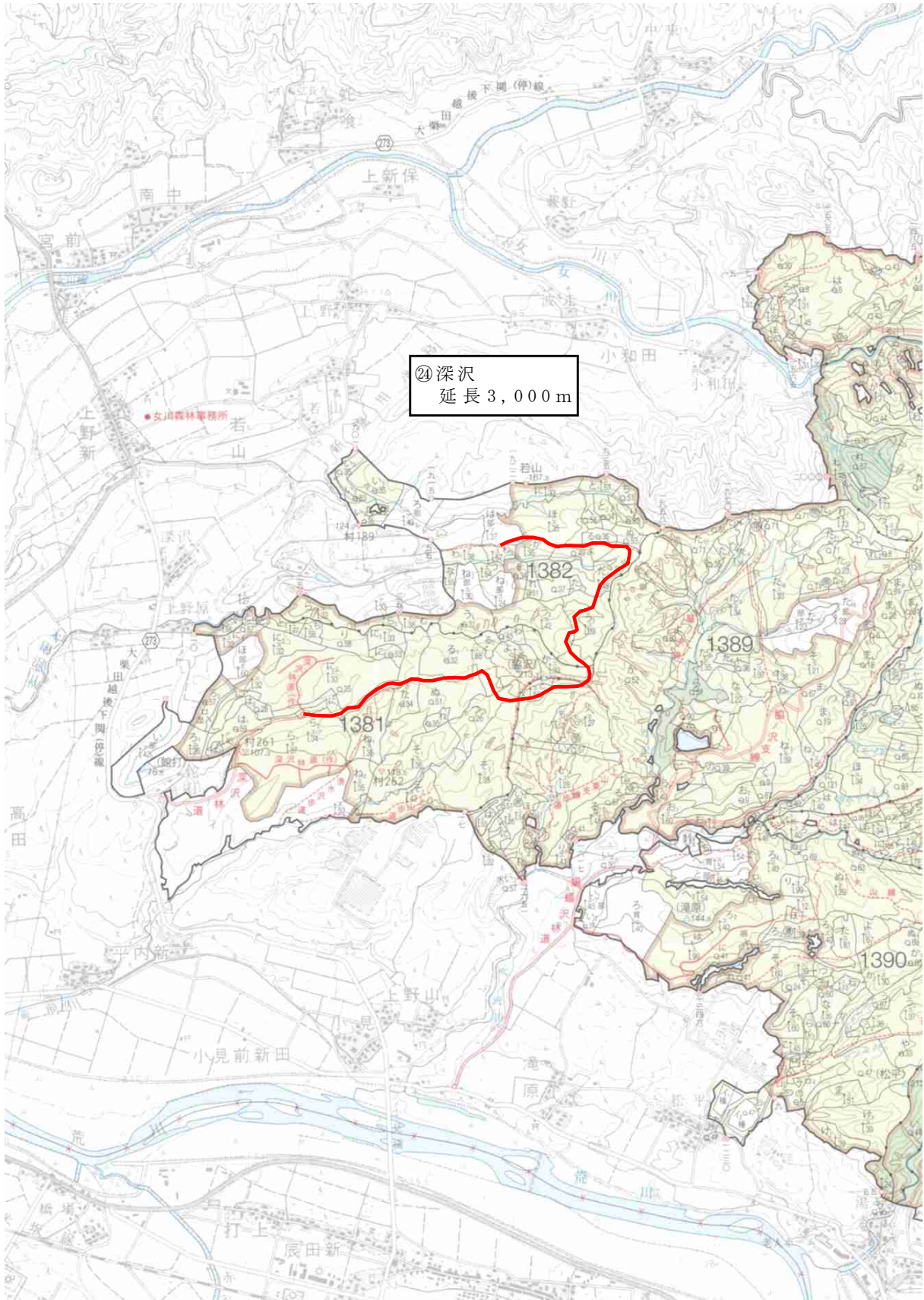
林道等の開設計画箇所位置図



② 桂川
延長 1,000m

凡	例
	計画路線

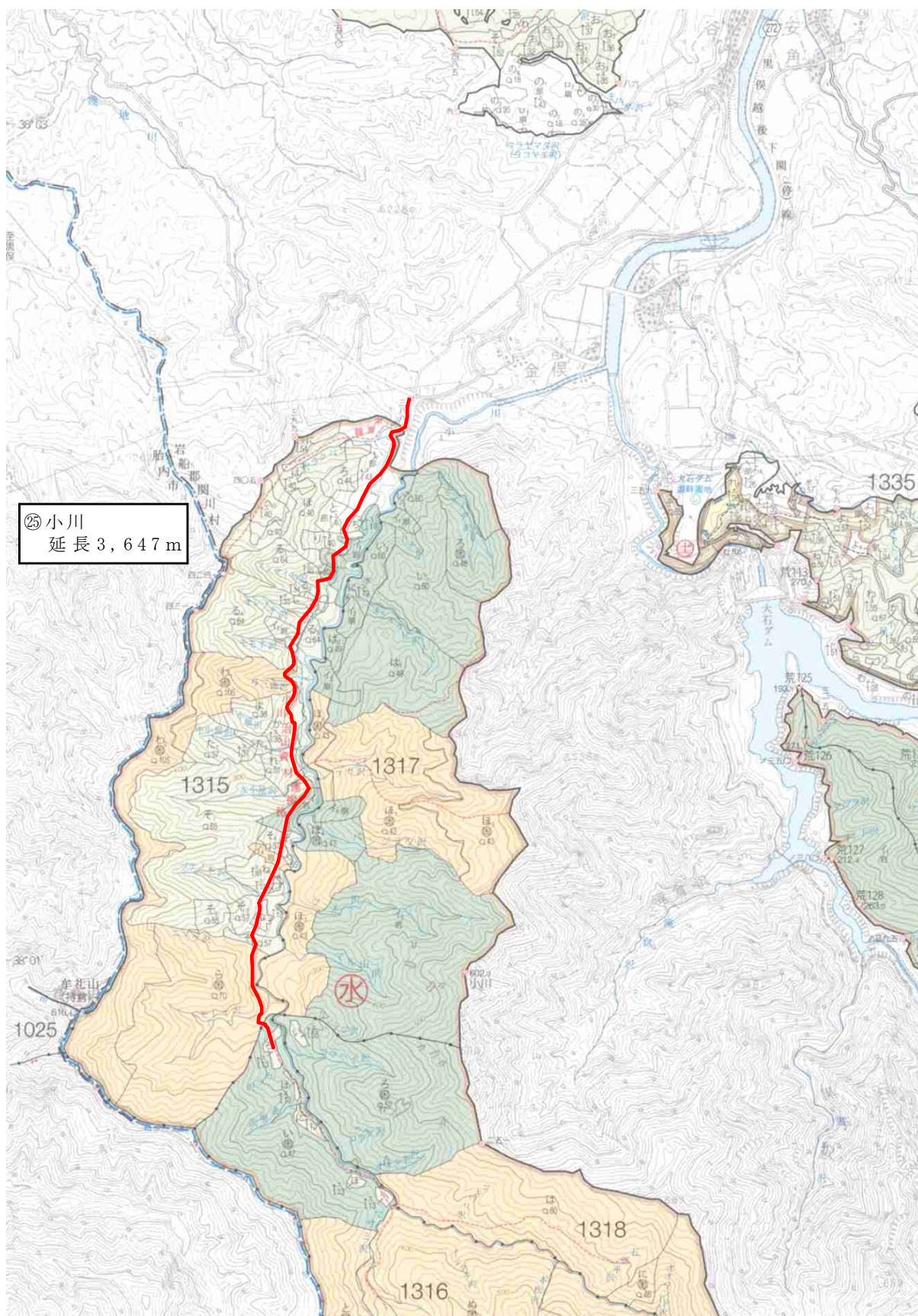
林道等の開設計画箇所位置図




④ 深沢
延長 3,000 m

凡 例	
	計画路線

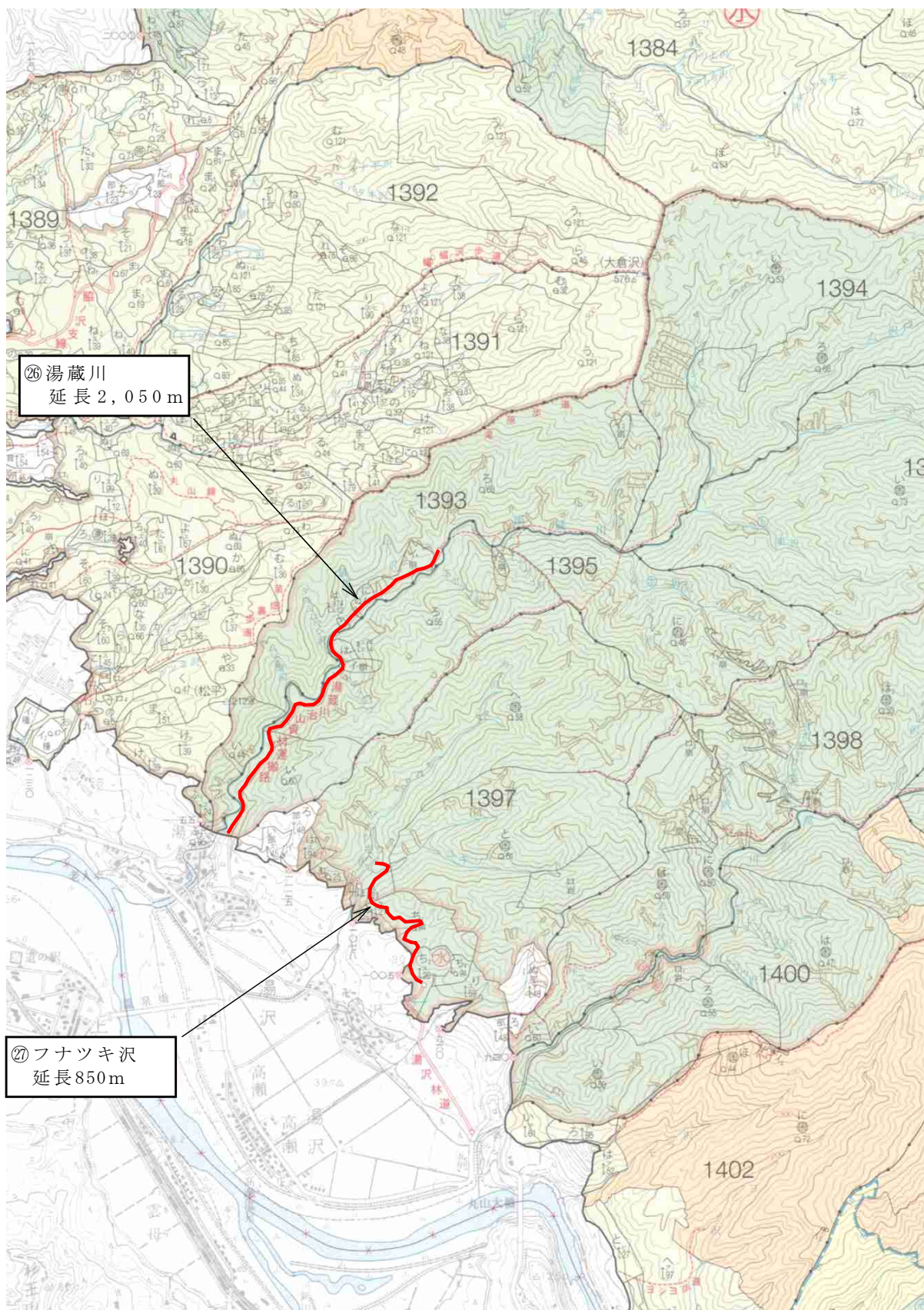
林道等の開設計画箇所位置図



㊦ 小川
延長 3,647 m

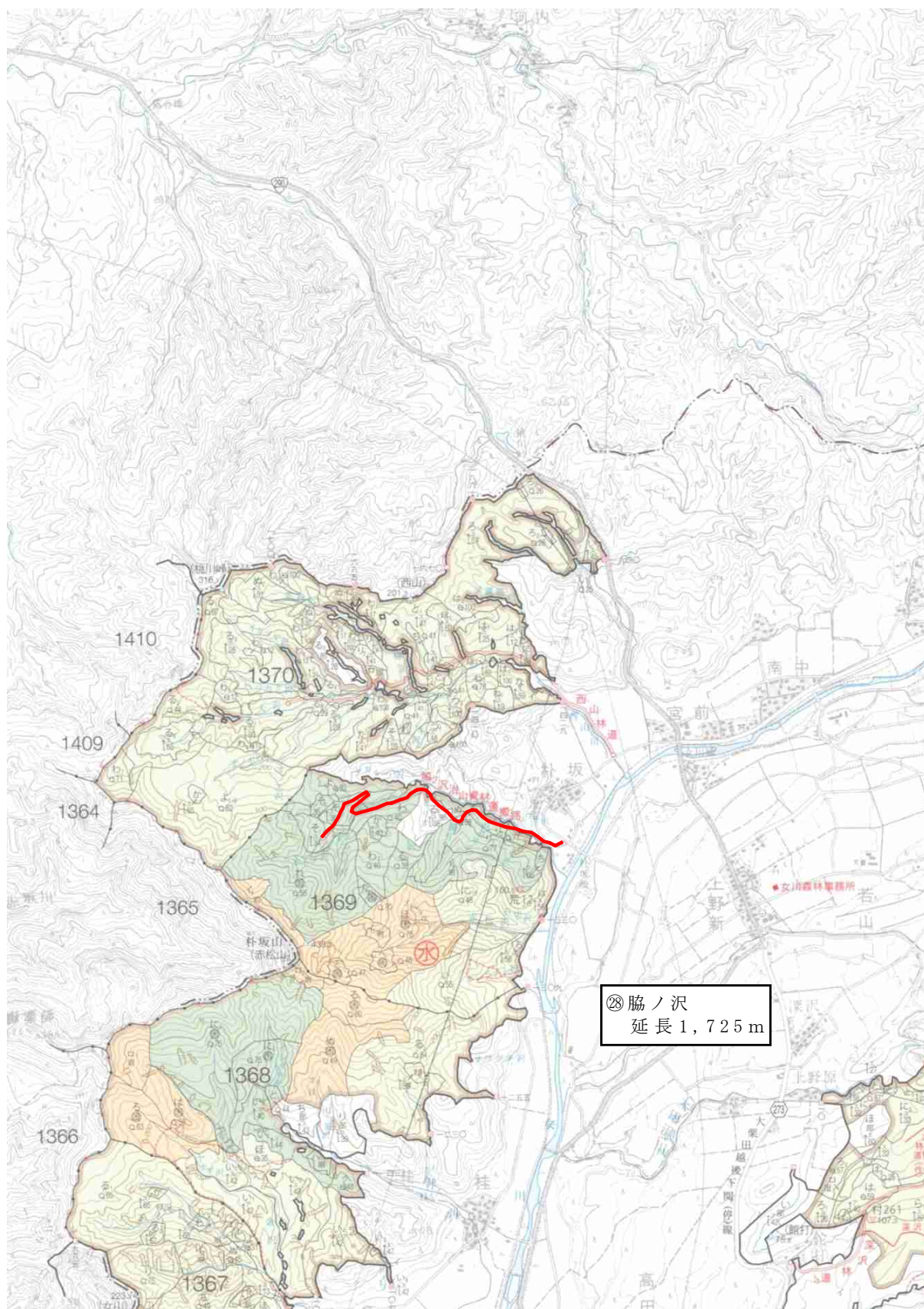
凡 例	
	計画路線

林道等の開設計画箇所位置図



凡 例	
	計画路線

林道等の開設計画箇所位置図



凡 例	
	計画路線

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数（実面積）	142,618.43	139,710.44	
水源涵養のための保安林	128,183.83	125,366.39	
災害防備のための保安林	15,158.60	15,068.05	
保健・風致の保存等のための保安林	1,514.23	1,514.23	

(注) 1 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上したため、各保安林面積の合計数値とは一致しない。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、干害防備、なだれ防止の各保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健、風致の各保安林。

②計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種 類	森 林 の 所 在		面	積	指定又 は解除 を必要 とする 理由	
		市 町 村	区 域 (林 班)				前半5カ 年の計画 面 積
指定	総 数			6,261.17	3,353.18		
	水 かん	計			6,067.23	3,249.79	水源の 涵養
		新発田市	16、17、77		187.68	—	
		阿賀野市	111、117、121		255.75	187.53	
		五 泉 市	323		4.41	4.41	
		阿 賀 町	202、203、212、216		120.31	84.35	
		村 上 市	1001、1003、1004、1021、 1022、1029、1030、1031、 1032、1033、1034、1035、 1036、1037、1038、1039、 1041、1042、1043、1048、 1049、1050、1051、1052、 1053、1151、1152、1235、 1236、1302、1303、1304、 1305、1362、1363、1364、 1365、1366、1409、1410、 1411		4,040.86	2,200.77	
		関 川 村	1309、1310、1311、1312、 1313、1346、1347、1348、 1349、1358、1359、1382、 1390、1402、1403、1404、 1405、1408、1418、1425		1,458.22	772.73	
	土砂流出	計			182.59	92.04	土砂の 流出の 防備
		新発田市	16、17		90.55	—	
		村 上 市	1012、1366		92.04	92.04	
	土砂崩壊	計			11.35	11.35	土砂の 崩壊の 防備
村 上 市		1223、1305		11.35	11.35		
解除	水 かん	胎 内 市	12、33	20.83	20.83	公益の ため (ダム 湛水敷 等)	
		計					

本表の種類欄に記載した略称の内容

略 称	正 式 名 称
水 かん	水 源 かん 養 保 安 林
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域 (林 班)		前 半 5 年 の 計 画		
新発田市	17、18、19、20、21、 22、23、24、46、47、 48、49、50、51、52、 53、54、57、58、59、 60、65、68、69、70、 71、72、73、75、76、 78、79、88、89、90、 101、102、103	38	11	溪 間 工 本数調整伐	
胎内市	1、4、5、6、7、8、9、 10、11、12、15、16、 25、26、27、30、31、 32、45	19	8	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐 海岸林整備	
阿賀野市	105、106、107、108、 109、110、112、113、 117、120、121	11	7	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
五泉市	287、288、289、321、 322	5	1	本数調整伐	
阿賀町	202、203、204、206、 207、208、209、210、 211、212、213、214、 216、221、222、223、 224、225、226、227、 239、240、250、251、 252、253、255、256、 258、260、261、262	32	17	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
村上市	1124、1125、1126、 1127、1223、1230、 1235、1236、1415、 1416	10	8	溪 間 工 山 腹 工 植 栽 工 下 刈 工 林内整備工 作業道新設工	
関川村	1333、1336	2	2	溪 間 工 山 腹 工	
合 計		117	54		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水 かん	総 数		122,116.60	別表2、3 のとおり	
	新 発 田 市	15、18～24、46～53、 56～73、75～98、 101～103	17,795.11		国立特保 2,063.16 国立特1 2,811.43 国立特2 1,296.03 県立特1 116.69 県立特2 1,964.15 県立特3 1,939.96 史名天 116.69
	[新発田市]	5			
	五 泉 市	286～297、303～315、 320～323	11,133.35		土砂流出 4.89 砂防指定 0.22 県立特2 3,574.97 県立特3 4,772.57
	阿 賀 野 市	105～112、120	1,442.00		県立特2 247.60 県立特3 1,194.40
	胎 内 市	4～6、8～14、 25～30、32～34、38、 41～45	9,544.68		砂防指定 177.24 国立特保 41.73 国立特1 5,838.72 県立特3 2,223.47 史名天 1.13
	阿 賀 町	201～204、206～285、 298～302、324～325	29,689.74		国立特保 4,417.00 国立特2 434.90 国立特3 2,071.10 県立特2 169.52 県立特3 59.50 県自環特 421.77 特別母樹 3.18
	[上川]	1～2			
	村 上 市	1005～1019、 1023～1027、1040、 1044～1047、 1056～1150、 1152～1230、 1302～1304、 1306～1307、 1411～1414	38,517.88		土砂流出 1,131.09 砂防指定 0.03 国立特保 2,625.89 国立特1 4,545.65 県立特2 2,316.22 県立特3 9,907.59 県自環特 111.14 鳥獣特保 2,661.08
[耕雲寺]	1				
関 川 村	1308、1315～1331、 1333～1345、 1349～1361、 1367～1392、1397、 1406～1407、1418、 1420～1425	13,984.84	砂防指定 0.35 国立特3 2,004.46		

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
土砂流出	総 数		14,305.48	別表2、3 のとおり	
	新発田市	54～56、63～64、70、 73～74、81～82、91、 97～99、102～104	2,275.81		県立特2 466.56 県立特3 199.09
	五泉市	321	42.14		水かん 4.89
	阿賀野市	106、108、114、 117～119	586.25		保健林 498.85 砂防指定 0.09 県立特1 121.12 県立特2 414.36 県立特3 50.77
	胎内市	7、25～27、30～32、 35～39、41～43、45	2,330.50		砂防指定 3.65 県立特3 2,197.91 史名天 2.80
	阿賀町	201、205～206、208、 260～261、273-2、 284	1,004.70		保健林 310.75 県立特2 389.35
	村上市	1011～1015、1017、 1019、1027、1040、 1044～1047、 1054～1055、 1075～1076、 1088、1093～1095、 1102、1113、1117、 1119～1120、 1124～1125、1129、 1132～1134、1136、 1138～1141、 1145～1146、 1148～1149、 1219～1223	4,075.40		水かん 1,131.09 国立特保 1,659.40 県自環特 39.42 鳥獣特保 1,389.12
	関川村	1325～1326、1329 1332～1333、 1335～1337、1351、 1372、1374～1376、 1378～1380、1385、 1387～1388、 1393～1405、1417、 1419	3,990.68		国立特1 1,425.42 国立特2 3.08 国立特3 22.25

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
土砂崩壊	総 数		147.84	別表2、3 のとおり	
	新発田市	16	32.45		
	胎内市	7～8	44.39		史名天 0.20
	阿賀町	203、207、224、250	26.25		
	村上市	1307、1366	44.75		なだれ防止 4.47
飛砂防備	総 数		34.15	別表2、3 のとおり	
	胎内市	1	34.15		保健林 34.15
防風林	総 数		258.51	別表2、3 のとおり	
	村上市	1235～1236、 1415～1416	258.51		保健林 258.50 県立特2 62.44 県立特3 21.63
干害防備	総 数		160.08	別表2、3 のとおり	
	新発田市	15、49	53.38		
	胎内市	6	10.23		
	阿賀町	253	27.92		
	村上市	1048、1304	42.48		
	関川村	1308、1313	26.07		
なだれ防止	総 数		63.07	別表2、3 のとおり	
	阿賀町	212～213、249-1、 253	58.60		
	村上市	1307	4.47		土砂崩壊 4.47
保健林	総 数		1,513.92	別表2、3 のとおり	
	五泉市	322	31.03		県立特3 31.03
	阿賀野市	114～115、117～119	845.22		土砂流出 498.85 砂防指定 0.14 県立特1 110.82 県立特2 725.51 県立特3 8.89
	胎内市	1	34.15		飛砂防備 34.15
	阿賀町	202、205～209	345.02		土砂流出 310.75 県立特2 319.55

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
保健林	村 上 市	1235～1236、 1415～1416	258.50	別表2、3 のとおり	防風林 258.50 県立特2 62.44 県立特3 21.62
風致林	総 数		0.31	別表2、3 のとおり	
	新発田市	71	0.31		
砂防指定	総 数		236.37	別表5の とおり	
	新発田市	52、58、61～62、65	13.29		
	五泉市	289	0.22		水かん 0.22
	阿賀野市	117～120	1.51		土砂流出 0.09 保健林 0.14 県立特2 0.09 県立特3 1.42
	胎内市	10、12～14、25～26、 30、32～33、37～39	190.05		水かん 177.24 土砂流出 3.65 国立特1 174.43 県立特3 10.62
	阿賀町	211、214～215、 250～252	5.39		
	村上市	1005、1008～1009、 1012～1013、 1023～1025、 1038～1039、 1042～1045、1414	24.93		水かん 0.03
	関川村	1358、1407	0.35		水かん 0.35
国立特保	総 数		10,807.18	別表4の とおり	
	新発田市	94～95	2,063.16		水かん 2,063.16
	胎内市	33	41.73		水かん 41.73
	阿賀町	233～236、242～243	4,417.00		水かん 4,417.00
	村上市	1075～1076、1088、 1093～1095、 1100～1102、 1111～1113、 1116～1117、 1119～1120	4,285.29		水かん 2,625.89 土砂流出 1,659.40 鳥獣特保 3,016.34

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
国立特1	総 数		14,624.71	別表4のと おり	
	新発田市	92～94	2,811.47		水かん 2,811.43
	胎内市	33～34	5,842.17		水かん 5,838.72 砂防指定 174.43
	村上市	1075～1076、1088、 1091～1092、 1096～1099、 1104～1107、1110、 1114～1115、 1118～1121、 1211～1213	4,545.65		水かん 4,545.65 鳥獣特保 1,033.86
	関川村	1325～1326、1417	1,425.42		土砂流出 1,425.42
国立特2	総 数		4,088.33	別表4のと おり	
	新発田市	92、95	1,296.55		水かん 1,296.03
	阿賀町	243	434.90		水かん 434.90
	村上市	1074、1087、 1089～1090、1097、 1108～1109、1114、 1118、1208～1210	2,316.22		水かん 2,316.22
	関川村	1402～1403、1405、 1425	40.66		土砂流出 3.08
国立特3	総 数		14,264.30	別表4のと おり	
	阿賀町	233、240～242、 244～246	2,077.86		水かん 2,071.10
	村上市	1061～1074、 1077～1086、 1089-1、 1096、1103、 1177～1181、 1186～1207	9,927.50		水かん 9,907.59
	関川村	1333～1334、 1338～1345、 1403～1405、1425	2,258.94		水かん 2,004.46 土砂流出 22.25

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
県立特1	総 数		237.81	別表4のと おり	
	新発田市	18	116.69		水かん 116.69 史名天 116.69
	阿賀野市	108、114	121.12		土砂流出 121.12 保健林 110.82
県立特2	総 数		7,663.02	別表4のと おり	
	新発田市	55～56、63～64、70、 81～83	2,457.82		水かん 1,964.15 土砂流出 466.56
	五泉市	303～304、311	3,574.97		水かん 3,574.97
	阿賀野市	107～108、114～115、 117～119	999.88		水かん 247.60 土砂流出 414.36 保健林 725.51 砂防指定 0.09
	阿賀町	205～206、208～209	567.67		水かん 169.52 土砂流出 389.35 保健林 319.55
	村上市	1236	62.68		防風林 62.44 保健林 62.44
県立特3	総 数		13,933.51	別表4のと おり	
	新発田市	55～56、63～64、70、 78～80、84～86	2,326.63		水かん 1,939.96 土砂流出 199.09
	五泉市	293～297、305～310、 312～313、315、320、 322～323	4,803.62		水かん 4,772.57 保健林 31.03
	阿賀野市	105～113、116～118、 120	1,910.99		水かん 1,194.40 土砂流出 50.77 保健林 8.89 砂防指定 1.42
	胎内市	25～32、35～43	4,758.35		水かん 2,223.47 土砂流出 2,197.91 砂防指定 10.62
	阿賀町	222～223、226～227	73.79		水かん 53.50
	[鹿瀬・ 向鹿瀬]	2～3			
村上市	1235～1236	60.13	防風林 21.63 保健林 21.63		

単位 面積 : ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
県自環特	総 数		627.99	別表5のと おり	
	新発田市	100	54.45		
	阿賀町	256、273-1	421.77		水かん 421.77
	村上市	1133~1134、1143	151.77		水かん 111.14 土砂流出 39.42
鳥獣特保	総 数		4,050.20	別表5のと おり	
	村上市	1093~1095、 1101~1102、1113、 1116~1117、 1119~1121、 1212~1213	4,050.20		水かん 2,661.08 土砂流出 1,389.12 国立特保 3,016.34 国立特1 1,033.86
特別母樹	総 数		6.18	別表5のと おり	
	新発田市	102	3.00		
	阿賀町	221	3.18		水かん 3.18
史名天	総 数		173.84	別表5のと おり	
	新発田市	18	116.69		水かん 116.69 県立特1 116.69
	胎内市	4~5、7	4.15		水かん 1.13 土砂流出 2.80 土砂崩壊 0.20
	村上市	1362~1364、1366	53.00		

(注) []は、官行造林地である。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水かん	水 源 かん 養 保 安 林	国立特1	国 立 公 園 第 1 種 特 別 地 域
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	国立特2	国 立 公 園 第 2 種 特 別 地 域
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	国立特3	国 立 公 園 第 3 種 特 別 地 域
飛砂防備	飛 砂 防 備 保 安 林	県立特1	県 立 自 然 公 園 第 1 種 特 別 地 域
防風林	防 風 保 安 林	県立特2	県 立 自 然 公 園 第 2 種 特 別 地 域
干害防備	干 害 防 備 保 安 林	県立特3	県 立 自 然 公 園 第 3 種 特 別 地 域
なだれ防止	な だ れ 防 止 保 安 林	県自環特	県 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区
保健林	保 健 保 安 林	鳥獣特保	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区
風致林	風 致 保 安 林	特別母樹	特 別 母 樹 林
砂防指定	砂 防 指 定 地	史名天	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物
国立特保	国 立 公 園 特 別 保 護 地 域		

2 その他必要な事項

特になし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	施業方法
総数		145,675.41	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
新発田市	計	21,575.24	
	15～16全 17い1～イ 18い～み 19い～つ 20全 21い1～か2、ロ 22全 23い～て 24全 46い～う3、ロ 47い～イ 48い1～し、ロ～ハ 49い1～ふ2 50い～の、ロ1～ロ2 51全 52い～え、ロ1～ニ4 53～57全 58い1～ふ、ロ1～ロ2 59全 60全 61い1～つ、ロ1～ハ2 62い1～ら2、ハ1～ハ3 63い1～に 64全 65い～ゆ、ロ1～ハ 66全 67全 68い～ロ 69い～ち 70い～う、ロ 71い1～ね 72全 73い1～お2 74全 75い～さ 76い～せ 77い1～な 78全 79全 80全～86全		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
新発田市	87い～ろ、ハ1～ハ5 88～91全 92い～ロ2 93い～は、ロ1～ハ2 94い～ろ2、ロ1～ハ4 95～100全 101い～れ、ロ～ハ5 102い～し、ロ1～ニ 103い～め、ニ1～ニ3 104全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イのとおり
五泉市	計	11,226.16	
	286全 287い～ま 288～297全 303～315全 320～323全		
阿賀野市	計	3,225.90	
	105～114全 115い1～ほ 116い～う2、ロ1～ロ2 117い1～イ2、ハ～ニ 118い1～る2、イ2 119全 120い1～え2、い～し3、ロ～ハ4		
胎内市	計	12,319.66	
	1全 4全 5い1～イ、ハ 6い～ま2 7い～そ、ハ 8～10全 11い～う2、ロ 12全 13全 14い～イ、ロ2～ロ3 25い1～か、ニ～ホ 26全 27い1～り、ロ～ホ 28全 29全		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
胎内市	30い1～イ4 31全 32い1～イ、ニ1～ニ2、ト2～ト5 33い1～る12、イ3～ホ4、ホ6 34い1～ろ 35全 36い～に 37全 38全 39い1～よ2、ハ～ニ 40い～う2、ロ1～ロ2、ニ1～ニ4 41～44全 45い1～る、ロ～ハ		施業方法 については、Ⅱ-第 3 - 4 - (1)-イの とおり
阿賀町	計	31,169.91	
	201い1～ま2 202～204全 205い 206～210全 211い～ひ、ロ1～ハ 212い～も2、ロ1～ロ6 213～218全 219い～あ 219ロ1～ロ5 220全 221全 222い1～や、ロ1～ハ 223い～ふ、ハ1～ハ4 224～226全 227い1～ふ 228～239全 240い～る、ロ 241い～ぬ、ハ～ニ2 242全 243い1～ね、イ3～ロ10 244全 245全 246い～に 247全 248全 249い1～イ7 249-1い～に 250全 251全 252い～せ		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
阿 賀 町	253全 254い～う2、ハ 255～262全 263い～イ2 263-1い～イ2 264～272全 273-1い～イ5 273-2い～イ6 274～276全 277い～な5 278い1～ロ 279い～わ 280～285全 298～302全 324全 325全		施業方法 については、Ⅱ-第 3 - 4 - (1)-イの とおり
村 上 市	計	46,451.12	
	1001全 1003全 1004い1～け 1005い～つ 1006～1009全 1010い1～な 1011全 1012い1～る2 1013～1019全 1021い～の3 1022全 1023い1～ね2、ロ 1024全 1025い1～ら3、ハ1～ハ2 1026～1030全 1031い1～お 1032～1035全 1036い～イ2 1037い1～わ 1038い～る2、ロ 1039～1041全 1042い～つ2、イ2 1043～1055全 1056イ 1057～1088全 1089い1～い2 1089-1い～は		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
村上市	1090～1109全 1110い 1111～1127全 1128い～す、8ハ 1129～1131全 1132い～る2、イ2～イ5 1133～1150全 1151い～な 1152い～ほ、ロ 1153～1160全 1161い～イ、ロ3～ハ5 1162い1～ろ、ロ1～ロ2 1163い～ろ 1164全 1165全 1166い1～は、イ9～ロ3 1167い～イ3 1168～1170全 1171い～に2 1172い～ほ、ロ1～ロ3 1173い～は、ロ1～ロ2 1174い～に5、ロ1～ロ8 1175い～ハ1 1176い 1177～1183全 1184い 1185全 1186い～は 1187～1191全 1192い～イ、ロ2～ロ3、ハ1～ハ2 1193～1195全 1196い～に4 1197～1207全 1208い1～い2 1209全 1210い 1211い 1212～1222全 1223い～ぬ、イ2～ロ 1224～1230全 1235い1～わ、イ3 1236い1～イ、ハ1～ハ3 1302い～か 1303い～ね、イ2～イ3 1304全 1305い1～た		施業方法 については、Ⅱ-第 3 - 4 - (1)-イの とおり

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
村上市	1306全 1307い～ね、ロ1～ロ2 1362い1～わ、ロ1、ロ5、ロ8、ロ10、ハ 1363い～ね、ロ 1364い～わ、ロ 1365全 1366全 1409全 1410全 1411い～の2、ロ 1412～1414全 1415い～り9 1416全		施業方法 については、Ⅱ-第 3 - 4 - (1)-イの とおり
関川村	計	19,707.42	
	1308～1311全 1312い～け、ロ1～ハ 1313い～イ1、ロ1、ハ2～ニ4 1315～1318全 1319い～に 1320全 1321全 1322イ 1323全 1324い～ろ 1325全 1326い～ろ2、ロ1～ロ4 1327～1330全 1331い～ろ2、ロ 1332全 1333い～イ2 1334全 1335全 1336い1～の、ロ 1337～1340全 1341い～イ2 1342全 1343い 1344～1347全 1348い1～と4、イ2 1349い～の3、ロ1～ロ3 1350～1357全 1358い～イ8、ロ2 1359～1367全 1368い1～わ、ロ1～ハ		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
関川村	1369～1374全 1375い～の、ロ1～ロ2 1376全 1377い～む 1378い～つ、ロ 1379全 1380全 1381い～ら2、ロ 1382全 1383い～イ1、ロ～ハ 1384～1389全 1390い1～こ、ロ5～ハ 1391～1396全 1397い～ぬ、ロ 1398い～に、ロ1～ロ6 1399全 1400い～に、ロ1～ロ2 1401全 1402い～そ、ロ 1403～1408全 1417全 1418全 1419イ 1420～1423全 1424イ 1425全		施業方法 については、Ⅱ-第 3 - 4 - (1)-イの とおり

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		94,893.91	
新発田市	計	14,424.70	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	15ぬ～る1 16い1、に～へ、た～つ 17ほ11、り1～ぬ1 18い～た 19い～つ 24へ、よ1 48つ～な 49い1～い3 52ハ 54全 55全 56い～は 57い1～ろ、ち～イ 58い1、ろ1、は、ほ1、る1、る4、や 61ハ1～ハ2 62い2、ハ1～ハ3 63い1、ろ1～に 64に～へ2 65わ、ロ1～ロ2 70む1～む2 73お1～お2 74全 79へ3～と 80い、は～に 81～84全 85ほ 86り 87い、ハ1～ハ3 88全 89い～ろ、イ 90い、イ 91い、イ2～ロ2 92い、ロ1～ロ2 93い～は、ロ1～ハ2 94い～ろ2、ロ1～ロ13、ロ15～ハ4 95い～に、ち～イ13 96全 97ろ～に		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
新発田市	98ろ～イ 99と～ロ 102き～し、ロ1～ロ3 103ぬ16、く、ニ3 104全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり
五泉市	計	10,086.44	
	286は、へ、ち1～り2 287う1～ま 288む～う2 289ろ2、か4～か5、イ 290～297全 303～308全 309い～に、ね～イ1、イ4～イ8 310～312全 313い、イ1～イ8 315全 320ろ2、は2 321れ～そ、う1～う2、ふ1～え、め～イ8 322か～あ、イ1～イ7		
阿賀野市	計	861.28	
	106の 107は1 108ぬ～わ 112け1、こ1 113か2、た、な 114い1、ろ1、は1、に～ほ 115い1 116わ、ら～う2 117い1～い2、は1～と、そ、ニ 118い1、ろ1～ろ2、は～ち1、る1、イ2 119全 120い1～い5、に1～ほ、け1 121さ3		
胎内市	計	10,705.81	
	4わ1 5へ1、へ3～へ5、そ2～つ 6つ～な、の1～お 7い～そ、ハ 8わ2～わ3、む～う 9ち、ね1、な～む、イ		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
胎内市	10イ2 12わ1、イ1～イ3、ロ3 13は1～は2、お2、イ、ハ 14ほ、れ、む1～む2、う2、ロ2～ロ3 25い2～い3、に～か、ニ～ホ 26全 27い1～い6、は～に、へ～と1、ロ～ホ 28全 29ろ～に 30い2～イ2 31全 32い1～は、ち～る1、る3～わ、な、ニ1～ニ2 33い1～る12、イ3～ホ4、ホ6 34い1～ろ 35全 36い～に 37全 38に～ほ、る2～る3、わ1、か1～ロ 39へ 39る1、わ2、か2～よ2、ニ 40ね4、ニ4 41へ～り 42～44全 45い1～は、ぬ～る、ロ～ハ		施業方法については、 II-第3-4 -(1)-イのとおり
阿賀町	計	21,952.69	
	201い1～と、そ3、や 202い～に 203お～ふ 204か～た 205い 206へ、イ2 207に1、へ1、へ5、イ1、イ3 208と1～と2 211い～ろ 212よ1～よ2、れ 213く～や 214お～く 215い2、は2、た2～た3、そ2 217イ4 218い1、ろ～へ、イ1～イ4 220全 224た2～れ 228～230全 231は、ほ		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
阿賀町	232～237全 238に、へ 239ほ、と、そ～ね、ら～イ2 240ち、ぬ～る、ロ 241は、ほ1～ほ2、ハ～ニ1 242ろ～ロ 243い1～ね、イ3～ロ7、ロ9 244全 247い、は～り 248い～ろ、ほ、り1～る、か 249い1～イ7 249-1い～に 250い2～ろ2、わ3、た1～た4 251い、わ2 252に3、り3、ぬ 253と2、ぬ 260わ～イ4 261か、イ2～イ5 262た1、れ2、イ3 263ろ～イ2 263-1い～イ2 264ろ～と、り～イ 265は～わ、か2～イ4 266い、ほ1、り、れ、イ3、イ5～イ8 267全 268全 269い～ほ、と～ち、る～イ7 270ろ1～ほ、と～イ3 271い、は～ち、イ1～イ3 272ろ～に、へ、ぬ～よ、イ2～イ8 273-1ろ～は1、は3、に～ほ、と、り、ぬ3～ね、 ら、お、ま～け、イ1～イ5 273-2い～イ6 276全 277い、に～ほ、と～な5 278ろ1～ろ4、ほ1～ほ2、へ～ち1、り～ロ 279と1、ち1～ち2、り1、ぬ、わ 280ほ～へ、イ2～イ3 281～285全 298～302全 324全 325は～ほ、り～る、た～ロ5		施業方法に ついては、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり
村上市	計	24,941.70	
	1005ぬ2～ぬ3、る3、わ2～か、よ2、れ2		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
村上市	1006ろ、ほ1～り 1007全 1008ろ、に、へ 1009は3、ほ2、イ2 1011か 1012ろ1～ろ5、ろ7～は 1013い2、ろ2～は、ほ2、へ2～へ3、と2 1014～1019全 1023る2～る3、る5、わ2、ロ 1024は 1025い2、は3、ぬ～る1、つ2、ね2、な3、ハ2 1026全 1027全 1038ロ 1039イ1～イ2 1040に 1042イ2 1043イ1～イ2 1044い2、は～イ 1045い6、イ 1046イ 1047い、イ1～イ2 1048け3、け5、け7 1054全 1055全 1056イ 1057全 1058全 1059い～ろ、ほ～ち、ぬ、ロ 1060い、は～ほ、と～ロ3 1061イ1 1062イ1～イ2 1063全 1064イ 1066イ2 1067ロ3～ロ4 1071イ2～イ3 1072イ1～イ3 1073イ 1074ろ1～ろ2 1075全 1076全 1080イ1 1081全 1083イ 1084イ		施業方法に ついては、 II-第3-4 -(1)-イの とおり

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
村上市	1086ろ～は4 1087全 1088全 1089い1～い2 1090～1095全 1096に1～に2 1097～1102全 1103は 1104全 1105全 1106い 1107全 1108い 1109全 1110い 1111～1121全 1124に 1125そ 1127わ1、れ4 1129る2 1131ろ 1132る1～る2 1133い1～ろ、り 1134い、イ2 1136い、イ 1138る3、わ～か、た、イ2 1139イ 1140た～イ2 1141イ 1145へ～と、イ2～イ4 1146い 1148り～イ 1149に～ほ、イ1～イ4 1155全 1156に1～に3 1157ほ1～ほ3 1158ろ1～ろ2 1159に 1160い1、は1～は2 1161い～ろ、イ、ロ3～ハ2、ハ4～ハ5 1162ろ、ロ1～ロ2 1163ろ 1164ろ～イ 1165イ1～イ3 1167へ、イ1～イ3 1168に1～に3		施業方法については、 II-第3-4 -(1)-イのとおり

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
村 上 市	1169ろ1～イ 1170ろ1～ろ6 1171に1～に2 1172ほ 1173は 1174に1～に5 1175は～イ3 1176い 1177は、ほ 1178ろ～は、ほ～と3 1179ほ1～ほ2 1180は～ほ2 1181に 1182へ1～へ3 1183は1～は3 1184い 1185ろ～イ 1186ろ～は 1187～1191全 1192ろ1～イ、ロ2～ロ3、ハ1～ハ2 1193ろ1～ろ2 1194ろ～イ 1195全 1196い～に4 1197ろ 1198～1203全 1204イ1～イ2 1205イ1～イ2 1206全 1207ほ1～ほ2 1208い1～い2 1209全 1210い 1211い 1212全 1213全 1219ろ 1220全 1221お 1222い、よ 1223と、ぬ、ロ 1224イ 1227イ 1230全 1236ぬ 1302は～に、ほ6		施業方法に ついては、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
村上市	1303よ～ね、イ2～イ3 1304ぬ1～わ2 1305と～ち 1306と～り 1307ろ～に、ロ1～ロ2 1362る2 1366る3、よ～れ、お～や、イ2～イ4 1413イ1～イ2 1414イ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イのとおり
関川村	計	11,921.29	
	1308か8～よ、イ2 1313ら、ニ1 1315ぬ、わ1～わ2、ら～イ1、イ3～イ4 1316い、と～る 1317い1～は2、ほ1～イ5 1318ろ～へ 1319い～に 1320全 1321全 1322イ 1323全 1324い～ろ 1325全 1326い～ろ2、ロ1～ロ4 1327～1330全 1331い～ろ2、ロ 1332全 1333い、ち2、イ1～イ2 1334い 1335そ～つ 1336う2～の 1337は、へ、イ1～イ3 1340い、に～イ 1341い～に、イ1～イ2 1342い、イ 1343い 1344い 1345全 1351イ1 1354イ5 1355ろ、ち、イ4～イ7 1356ほ～イ2 1357イ4～イ7		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
関川村	1361全 1368い6～い7、は～に2、へ～と 1368ぬ、ロ1、ハ 1369ち～ぬ、る2～そ3、イ2 1370る4 1372イ2～ロ2 1374へ 1375る1～わ、ら、の、ロ1～ロ2 1376ろ～イ 1378ロ 1379いろ、る～イ1、イ3～イ4 1380イ 1383れ 1384へ～と 1385と～ち 1387ろ～イ 1388全 1389ら 1390ふ1～ふ2 1393～1396全 1397は～り、ロ 1398い、は1～に、ロ1～ロ6 1399全 1400い～に、ロ1～ロ2 1401全 1402そ、ロ 1403へ～イ 1404ぬ 1405全 1406に、ち～イ 1407い～へ1、と、る～イ1、ロ 1417全 1418ロ 1419イ 1420い、に、へ～ち 1421い、に 1422は～に 1423全 1424イ 1425る2、や、ひ4～ひ6、せ3～せ4 1425イ4		施業方法については、 II-第3-4 -(1)-イのとおり

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		94.12	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
村上市	計	94.12	
	1001い〜り、る1〜れ2、の1〜お、イ		

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を維持すべき森林

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		89,969.81	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
新発田市	計	11,956.78	
	18い〜み		
	47れ		
	48つ〜な		
	49く2、け〜ふ2		
	50う3〜の		
	51や〜ま		
	53わ2〜わ3、よ		
	56に		
	57い3		
	62に〜り、る1〜る2、れ〜ら2、ハ2		
	63い2		
	64い〜は、と〜り		
	65さ〜ゆ、ロ2		
	68く〜や		
	69と〜ち		
	70い〜に、と2、な〜ら、う		
	71る1〜わ、ね		
	76ひ1〜せ		
	77つ〜な		
	79〜2〜へ3、ち〜り		
	80い、は〜に		
	81い〜は		
	82い、は〜イ		
	83全		
	84全		
	85ほ		
	86り〜ぬ、イ3〜イ4		
	87い〜ろ、ハ1〜ハ5		
	91い〜イ1		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
新発田市	92い～ロ2 93い～は、ロ1～ハ2 94い～ろ2、ロ1～ハ4 95全 96全 99い～へ 100全 101い、ほ～へ、ロ～ハ1、ハ5 102き～め、ロ1		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イのとおり
五泉市	計	8,213.43	
	286全 287う1～ま 288む～う2 291全 297全 303全 304全 305ほ～ぬ、イ2～イ5 307全 308は～と、イ4～イ9 309い～に、ね～イ1、イ4～イ8 310～315全 320ろ2、は2 322る～わ2、さ1～め 323と2		
阿賀野市	計	1,709.29	
	107は1～に 108ぬ～る1 113全 114全 115い1～ほ 116ろ～う2、ロ1～ロ2 117い1～い2、は1～イ2、ハ～ニ 118い1～る2、イ2 119全 120い1～は 121い～ろ2		
胎内市	計	7,345.76	
	1全 7ぬ4～る2		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
胎内市	25い1 28全 29全 30い1、イ3～イ4 32た～ね、イ、ニ1～ニ2、ト2～ト5 33い1～ぬ4、る4～る12、イ3、ロ3～ホ4、ホ6 34い1～ろ 38か1 39い1～ほ、と1～と2、わ1～よ1、ハ 40い～に、へ～な、ロ1～ロ2、ニ1～ニ4 41ほ～ち 42ろ～に、イ 43い、に 44ぬ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり
阿賀町	計	21,601.54	
	202い～に 204く1～イ 205い 206い～は2、に2～と2、ち2～ち6、ぬ1～イ1、ロ 207ほ1～ほ2、イ2 208ほ～へ2、と2～ち 209は～と2 217イ4 218い1、ろ～へ、イ1～イ4 220全 221い、ろ3、イ1～イ2 228～230全 232～237全 238に～と 239ほ、と、そ、ら、う 240い～ろ、ち、ぬ～る、ロ 241は～り、ハ～ニ1 242全 243い1～ね、イ3～ロ10 244全 245い～ろ、に 247い、は～り 248い～ろ、ほ、り1～る、か 256よ、ね1～ね2、イ4 259い、は、イ1～イ9 260わ 261い、わ、イ1 262た1、れ2、イ3 263い～イ2		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
阿 賀 町	263-1い～イ2 264全 265は～イ4 266い、ほ1、へ、り、よ～れ、イ3～イ8 267～272全 273-1ろ～ほ、と、り、ぬ2～ね、ら、お、ま～け、 イ1～イ5 273-2い～は、ほ2、と～イ1、イ3～イ6 275り、る2、か～た、イ2～イ3 276全 277い～な5 278い1～ロ 279い～わ 280ろ、ほ～へ、イ2～イ3 281～283全 284へ～る 285全 298～302全 325い～よ、イ1～イ7、ロ1		施業方法に ついては、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり
村 上 市	計	29,588.53	
	1005つ 1006ろ、ほ1～り 1007ろ～は2 1008い、は1～は2、ほ 1009イ4～イ5 1011る1～わ 1012ろ6 1013い1、ろ1、に～ほ1、へ1、と1、ち～イ 1014い 1015い 1016全 1017い 1018全 1019い～に 1024い～ろ、ほ、と～ち2 1026全 1027い 1035い～は1、に～わ2、そ～う 1040い～は 1044い1、ろ 1045い4～い5、ろ 1046い 1047ろ 1056イ		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
村上市	1057全 1058全 1059い～ろ、ほ～ち、ぬ、る2～ロ 1060い～に、へ1～へ2、ロ1～ロ2 1062イ1～イ2 1063全 1064イ 1066イ2 1067ロ3～ロ4 1071り～ぬ、イ2～イ3 1072は1～イ3 1073イ 1074～1076全 1080イ1 1081全 1083ろ、イ 1084は～に、イ 1086全 1087全 1088全 1089い1～い2 1089-1い～は 1090～1121全 1122た、そ～ね 1123い、ち～る2 1124ほ 1125か～れ、つ～ね 1131ろ 1132い～は、ほ、2ぬ、イ3～イ5 1133い1、れ 1134に～ほ、る～イ1 1141は 1143ろ 1144全 1145い～ほ、イ1 1147全 1148い～ち 1149い～は 1155～1160全 1163い～ろ 1164全 1165全 1166い1～は、イ9～ロ3 1167い～イ3 1168～1170全 1171い～に2		施業方法については、 II-第3-4 -(1)-イのとおり

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
村上市	1172い～ほ、ロ1～ロ3 1173い～は、ロ1～ロ2 1174い～に5、ロ1～ロ8 1175い～ハ1 1176い 1177～1183全 1184い 1185全 1186い～は 1187～1191全 1192い、は1～は5 1193～1195全 1196い～に4 1197～1203全 1204り～ぬ、イ2 1205イ1～イ2 1206全 1207全 1208い1～い2 1209全 1210い 1211い 1212全 1213全 1216む、の 1217い、に～へ 1218は～へ 1219い 1221ふ、あ 1222ほ～へ、ち～り 1223い、ほ 1229は1～に、ロ 1230全 1235い1～わ、イ3 1236い1～イ、ハ1～ハ3 1302い～ほ1、ほ6、ぬ2～る1、る3、る5～る7 1303る3～る5 1362い1～い2、ほ2 1363つ～ね、ロ 1364ろ3～ろ4、る1～わ 1365ろ～ほ 1413イ1～イ2 1415い～り9 1416全		施業方法については、 II-第3-4 -(1)-イのとおり

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積	施業方法
関川村	計	9,554.48	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	1308そ 1313ひ1、も1 1315わ1～わ2、ら、イ4 1316と～る 1317ほ1～ほ3、ほ5 1318は～へ 1319は～に 1320全 1321全 1322イ 1323に 1324い、ろ 1325全 1326い～ろ2、ロ1～ロ4 1327全 1328ろ 1330ろ 1331い～ろ2、ロ 1333ち2、イ2 1334い～は、イ1～イ2 1335れ1 1340全 1341い～に、イ1～イ2 1342全 1343い 1344全 1345全 1353イ3 1354イ5 1355ろ、ち、イ4～イ7 1356ほ～イ2 1357と～ち、イ4～イ7 1361全 1368ろ～は、ぬ～る1、ロ1～ロ2 1369ほ～と、イ1、イ3 1371い～ろ、か、て1～あ、イ1～イ2 1372り2 1374は～ほ、と～る2、イ 1375は1～は2、へ、り～ぬ、る2～わ、ら、ロ1 1376い 1378ぬ、よ1～た、つ 1379る～イ1、イ4 1387ろ～は 1388い～ろ		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
関川村	1389ふ 1400に 1402に～ほ、る1～そ、ロ 1403い～ほ 1404に～り、イ1～イ3 1407い～へ1、と～る、ロ 1408へ～ぬ 1417～1423全 1424イ 1425い～に1、イ1		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり

- 3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域
該当なし

別表2 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわた</p>

事 項	基 準
3 植 栽	<p>り帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表3 保安林の種類別の伐採の方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養 保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備 保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
土砂崩壊防備 保安林	<p>1 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐。</p>
飛砂防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その地表が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
防風保安林	<p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
干害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>

保安林の種類	伐 採 の 方 法
なだれ防止保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 緩傾斜地の森林そのかなだれ又は落石による被害を生ずるおそれと比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。 2 その他の森林にあつては、禁伐。
保健保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐。
風致保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐。

別表4 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することは出来ない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表5 県自然環境保全地域特別地区等の森林の施業

以下の箇所については、それぞれの法令等で定めるところにより管理経営を行う。

区 分	施 業 の 方 法
県自然環境保全地域 特 別 地 区	「新潟県自然環境保全条例」（昭和48年4月2日新潟県条例第34条）及び同施行規則（昭和49年1月21日新潟県規則第5号）による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号）による。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）及び同施行令（昭和50年9月9日政令第267号）による。
砂 防 指 定 地	「新潟県砂防指定地等管理条例」（平成15年3月28日新潟県条例第27号）及び「同施行規則」（平成15年3月28日新潟県規則第44号）による。
特 別 母 樹 林	原則として禁伐とする。